

# 浜松市教育委員会会議次第

令和元年6月18日(火)

14時00分

教育委員会室

## 1 開 会

## 2 前回会議録の報告及び承認

## 3 会議録署名人の決定(安田委員、田中委員)

## 4 会期の決定

## 5 議 事

### (1) 議 案

#### 【議決案件】

- |        |                        |         |
|--------|------------------------|---------|
| 第25号議案 | 浜松市立図書館条例施行規則の一部改正について | (中央図書館) |
| 第26号議案 | 浜松市立図書館協議会委員の委嘱について    | (中央図書館) |
| 第27号議案 | 浜松市博物館協議会委員の委嘱について     | (文化財課)  |
| 第28号議案 | 浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について   | (文化財課)  |
| 第29号議案 | 浜松市美術館協議会委員の委嘱及び任命について | (美術館)   |

### (2) 報 告

- |   |                                    |         |
|---|------------------------------------|---------|
| ア | 令和元年度移動教育委員会「語り合おう!はままつの教育」の開催について | (教育総務課) |
| イ | 平成30年度学校給食費の未納状況について               | (健康安全課) |

## 6 閉 会



第 2 5 号 議 案

令和元年6月18日提出

浜松市立図書館条例施行規則の一部改正について

浜松市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市立図書館条例施行規則（昭和49年浜松市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後			
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 条例第13条第2項の場合において、指定図書館（条例第13条第1項に規定する指定図書館をいう。以下同じ。）に係る次の各号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浜松市立雄踏図書館、浜松市立細江図書館、浜松市立三ヶ日図書館及び浜松市立都田図書館</p>		<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 条例第13条第2項の場合において、指定図書館（条例第13条第1項に規定する指定図書館をいう。以下同じ。）に係る次の各号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>浜松市立城北図書館</u>、浜松市立雄踏図書館、浜松市立細江図書館、浜松市立三ヶ日図書館及び浜松市立都田図書館</p>			
<p>第3条第3項、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項、第7条、第10条並びに第13条</p>	<p>(略)</p>	<p>第3条第3項、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項、第7条並びに第8条第1項及び第2項</p>	<p>(略)</p>		
		<p>第8条第3項</p>	<table border="1"> <tr> <td>16ミリフィルム等利用申込書（第3号様式）</td> <td>16ミリフィルム等利用申込書（第3号様式）に準じて指定管理者が定める申込書</td> </tr> </table>	16ミリフィルム等利用申込書（第3号様式）	16ミリフィルム等利用申込書（第3号様式）に準じて指定管理者が定める申込書
16ミリフィルム等利用申込書（第3号様式）	16ミリフィルム等利用申込書（第3号様式）に準じて指定管理者が定める申込書				

			館長	指定管理者
第14条	(略)	第10条及び第13条	館長	指定管理者
(略)		第14条	(略)	
		(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3号様式中「浜松市立城北図書館長」を「浜松市立 図書館長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(第25号議案の説明資料)

中央図書館

浜松市立図書館条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立城北図書館への指定管理者制度導入のため浜松市立図書館条例を一部改正することに伴い、浜松市立図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市立図書館条例の一部改正に伴い、浜松市立図書館条例施行規則第16条の指定管理者による管理について、浜松市立城北図書館を加えるものです。

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。



第 2 6 号 議 案

令和元年6月18日提出

浜松市立図書館協議会委員の委嘱について

浜松市立図書館協議会委員を次のとおり委嘱する。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立図書館協議会委員（案）

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学識経験者	酒井 勇治	元浜松学院大学 准教授	再
学識経験者	小杉 大輔	静岡文化芸術大学 准教授	再
社会教育関係者	大場 大晃	浜松青年会議所 副理事長	新
社会教育関係者	北脇 浩美	浜松読書文化協力会 常任理事	新
社会教育関係者	三宅 栄子	かたりべの会 会長	新
社会教育関係者	永井 宏明	浜松市 PTA 連絡協議会 幹事	新
家庭教育関係者	石野 純子	浜松学院大学 准教授	再
学校教育関係者	三津間 洋子	元浜松市教育研究会 学校図書館研究部顧問校長	新

任 期 令和元年7月1日から令和4年6月30日まで



(第26号議案の説明資料)

中央図書館

浜松市立図書館協議会委員の委嘱について

(提案理由)

浜松市立図書館協議会の現任委員が6月30日に任期を満了いたしますので、7月1日より新たな委員を委嘱します。

(構成等)

委員は8名で、再任(2期目)が3名、新任が5名です。男女比は4対4です。  
任期は3年間です。

(根拠法令)

図書館法(昭和25年法律第118号)

浜松市立図書館協議会条例(平成17年浜松市条例第43号)

(開催回数)

年間3回を予定(3年間で9回)

(開催内容)

図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。



第 2 7 号 議 案

令和元年6月18日提出

浜松市博物館協議会委員の委嘱について

浜松市博物館協議会委員を次のとおり委嘱する。

教育長 花 井 和 徳

浜松市博物館協議会委員（案）

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学校教育関係者	平野 吾郎	元静岡県文化課 主席指導主事	再
学校教育関係者	中山 正典	磐田市歴史文書館嘱託 元磐田南高校副校長	再
社会教育関係者	小針 由紀隆	静岡文化芸術大学 文化政策学部教授	再
社会教育関係者	杉山 岳弘	静岡大学大学院 情報学部教授	再
家庭教育の向上に 質する者	矢野 敏子	浜松市 PTA 連絡協議会 成人教育副委員長	新
家庭教育の向上に 質する者	山岡 泰明	浜松市 PTA 連絡協議会 幹事	新
学識経験者	西田 かほる	静岡文化芸術大学 国際文化学科長	再
学識経験者	安池 真美	浜松百撰編集長	新

任 期 令和元年7月1日から令和3年6月30日まで



(第27号議案の説明資料)

文化財課

浜松市博物館協議会委員の委嘱について

(提案理由)

浜松市博物館協議会の現任委員が6月30日に任期を満了いたしますので、7月1日より新たな委員を委嘱します。

(構成等)

委員は8名で、再任(2期目)が5名、新任が3名です。男女比は5対3です。  
任期は2年間です。

(根拠法令)

博物館法(昭和26年法律第285号)

浜松市博物館条例(昭和54年浜松市条例第34号)

(開催回数)

年間4回を予定(2年間で8回)

(開催内容)

博物館長の諮問に応じて、浜松市博物館の運営に関する事項について評価し、並びに博物館の将来像について博物館長に提言します。



浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について

浜松市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

教育長 花 井 和 徳

浜松市文化財保護審議会委員（案）

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学識経験者	小 木 香	古文書・歴史学	再
学識経験者	笹原 恵	静岡大学副学長	再
学識経験者	篠原 和大	静岡大学 人文社会科学部教授	再
学識経験者	中山 正典	磐田市歴史文書館嘱託	再
学識経験者	片桐 弥生	静岡文化芸術大学 文化政策学部教授	新
学識経験者	中谷 悟	静岡県文化財建造物監理士	新
学識経験者	西田 かほる	静岡文化芸術大学 国際文化学科長	新
学識経験者	藤下 章男	樹木医	新

任 期 令和元年7月1日から令和3年6月30日まで



(第28号議案の説明資料)

文化財課

浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について

(提案理由)

浜松市文化財保護審議会の現任委員が6月30日に任期を満了いたしますので、7月1日より新たな委員を委嘱します。

(構成等)

委員は8名で、再任(2期目)が4名、新任が4名です。男女比は5対3です。  
任期は2年間です。

(根拠法令)

文化財保護法第190条第1項(昭和25年法律第214号)

浜松市文化財保護条例第43条(昭和52年浜松市条例第28号)

(開催回数)

年間3回を予定(2年間で6回)

(開催内容)

浜松市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について同委員会に建議します。



第 2 9 号 議 案

令和元年6月18日提出

浜松市美術館協議会委員の委嘱及び任命について

浜松市美術館協議会委員を次のとおり委嘱及び任命する。

教育長 花 井 和 徳

浜松市美術館協議会委員（案）

委嘱する者

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学識経験者	内山 正己	静岡県版画協会理事 浜松美術協会理事	再
学識経験者	片桐 弥生	静岡文化芸術大学 文化政策学部教授	再
学識経験者	齋藤 昌子	こども造形アトリエ どんぐりの森主宰	再
学識経験者	瀧口 裕章	元浜松市中学校文化連盟会長	再
社会教育関係者	大城 眞弓	元浜北文化協会書道部部长	再
社会教育関係者	村松 厚	鴨江アートセンター館長	再

任 期 令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

任命する者

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学校教育関係者	市川 浩教	浜松市立中部中学校校長	新
学校教育関係者	中村 さつき	浜松市立幼稚園長会会長 浜松市立与進幼稚園園長	再

任 期 令和元年7月1日から令和3年6月30日まで



(第29号議案の説明資料)

美術館

浜松市美術館協議会委員の委嘱及び任命について

(提案理由)

浜松市美術館協議会委員の現任委員が6月30日に任期を満了いたしますので、7月1日より新たな委員を委嘱及び任命します。

(構成等)

委員は8名で、再任(2期目)が7名、新任が1名です。男女比は4対4です。  
任期は2年間です。

(根拠法令)

博物館法(昭和26年法律第285号)

浜松市美術館条例(昭和46年浜松市条例第33号)

(開催回数)

年間3回を予定(2年間で6回)

(開催内容)

美術館長の諮問に応じて、浜松市美術館、秋野不矩美術館の事業、運営に関する事項について美術館長に意見・提言します。



## 令和元年度移動教育委員会「語り合おう！はままつの教育」の開催について

教育総務課

## 1 開催目的

教育長講話や参加者との意見交換を通じ、浜松の教育について理解を深めていただくとともに、開かれた教育行政の推進を図る。

## 2 教育委員会出席者

教育長、教育委員、関係部課長 等

## 3 開催日時等

回	日時	会場	対象	内容等
第1回	8月1日(木) 15:00～16:30	浜松市防災学習センター 「はま防～家」	小中学校 教頭代表	・「働き方改革」をテーマに現状や各学校での取組等について意見交換
第2回	9月7日(土) 13:00～16:00	浜松市教育会館	小中学校 保護者代表	・浜松市PTA指導者研修会全体会 教育長講話 ・同分科会 「第3次浜松市教育総合計画(後期計画)案」をテーマに意見交換
第3回	調整中	浜松市立高等学校	浜松市立 高等学校 生徒	・授業参観(予定) ・「教育」をテーマに教員志望の生徒等と意見交換
第4回	調整中	天竜区を予定	一般参加者 (公募)	・教育長講話 ・参加者から事前に意見交換したいテーマを募集し、そのテーマについて意見交換

## 4 その他

- ・第4回のみ一般参加者を募集する。
- ・第4回の開催は、広報はままつ、報道発表、ホームページや学校便りへの掲載、チラシの配架等によりお知らせする予定。

## 平成30年度学校給食費の未納状況について

健康安全課

## 1 学校給食費の未納状況（平成31年3月31日現在）

(1) 現年度分

( )は前年度

年 度	収入すべき額(円)	収入済額(円)	未納件数	収入率(A /B)
	A	B	未納額(A-B)(円)	
自校方式	3,113,739,737	3,110,477,398	113件 (80件)	99.90% (99.92%)
			3,262,339 (2,641,820)	
センター方式	760,387,925	760,098,060	6件 (15件)	99.96% (99.95%)
			289,865 (408,648)	
合計	3,874,127,662	3,870,575,458	119件 (95件)	99.91% (99.92%)
			3,552,204 (3,050,468)	

(2) 過年度分

( )は前年度

年 度	収入すべき額(円)	収入済額(円)	未納件数	収入率(A /B)
	A	B	未納額(A-B)(円)	
自校方式	5,064,727	1,948,619	41件 (45件)	38.47% (48.93%)
			3,116,108 (2,487,521)	
センター方式	675,846	239,733	5件 (7件)	35.47% (56.23%)
			436,113 (255,772)	
合計	5,740,573	2,188,352	46件 (52件)	38.12% (49.66%)
			3,552,221 (2,743,293)	

## 2 平成30年度に教育委員会が対応した未納対応の状況（継続対応世帯を含む）

区分		件数	未納額(円)	納付済額(円)
対応件数		32件	1,048,225	283,298
内訳	完納	7件	211,298	211,298
	分割納付誓約	7件	313,405	28,000
	不納欠損	2件	57,973	0
	徴収停止	2件	77,157	0
	折衝中等	14件	388,392	44,000

## 3 今後の対応スケジュール

- 9月上旬 学校から給食費未納額調書の提出
- 10月 学校とのヒアリング
- 12月から 学校・教育委員会からの催告（電話・訪問等）
- 3月下旬 不納欠損（徴収困難案件）